

平成24年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成24年12月18日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 93号 那須塩原市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について
議案第 94号 那須塩原市市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について
議案第 95号 那須塩原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
議案第 96号 那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について
議案第 98号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第 99号 那須塩原市税条例の一部改正について
議案第100号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正について
議案第101号 那須塩原市保育園条例の一部改正について
議案第102号 大田原市が設置する公の施設の一部変更に関する協議について
議案第103号 市道路線の認定及び廃止について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第 85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
議案第 86号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 87号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第 88号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 89号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 90号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 91号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 92号 平成24年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 97号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 報告第 33号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
- 日程第 4 報告第 34号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
- 日程第 5 報告第 35号 専決処分の報告について〔損害賠償の決定及び和解〕

(報告説明)

日程第 6 発議第 12号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 7 発議第 13号 那須塩原市議会基本条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 8 常任委員会所管事務調査報告について

(報告)

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
18番	金子哲也君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君
農業委員会 事務局長	藤田一郎君	西那須野 支所長	斉藤誠君

塩原支所長 君 島 淳 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長
兼 議事課長 渡 邊 秀 樹
議事調査係 人 見 栄 作

課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章
議事調査係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は28名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第93号～議案第96号及
び議案第98号～議案第103
号の各常任委員長報告、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第93号から議案第96号まで、並びに議案第98号から議案第103号までの10件については、関係常任委員会に付託してあります。

各委員長は、一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆様、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成24年第5回那須塩原市議会定例会において、総務企画常任委員会に付託された案件は、条例案

2件でございます。

これらの審査をするため、12月10日月曜日午前10時より第1委員会室において、委員7名出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第98号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

この条例案については、国家公務員にあわせて改正するものとの説明があり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

この条例案は、平成23年の税制改正にあわせて整合性を図るための改正との説明があり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。
6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕
福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の過程と結果について、ご報告をいたします。

平成24年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件2件であります。

これらを審査するため、去る12月10日午前10時より第4委員会室において委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の過程と結果であります。報

告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、教育部生涯学習課所管の議案第100号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正についてを申し上げます。

稲村公民館が図書館の分室になることで、この地域にあるこりす文庫の運営はどのように変化するのかとの質疑があり、執行部からは、地域との協議の結果、こりす文庫が持っている約2,000冊の本を図書館の分室で預かって、こりす文庫のコーナーをつくって貸し出したいと考えるとの答弁がありました。

議案第100号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部子ども課所管の議案第101号 那須塩原市保育園条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、条例改正案では各保育園の定員をあらわすことになっているが、現在は定員以上に受け入れている状況なのかとの質疑があり、執行部からは、定員は定めてあるが厚生労働省から定員の弾力的運用についての通達があり、現時点で定員の115%から120%で受け入れ、待機児童の解消に努めているとの答弁がありました。

議案第101号 那須塩原市保育園条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査の過程並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。
13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 産業環境常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成24年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は2件であります。

これらを審査するため、去る12月10日に第3委員会室において委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

議案第93号 那須塩原市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について及び議案第102号 大田原市が設置する公の施設の一部変更に関する協議についてを申し上げます。

執行部から説明がありましたが、委員からは特に質疑等はなく、審査を行った結果、議案第93号及び議案第102号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。

以上です。
議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。
8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） 建設水道常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成24年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件3件、そ

の他の案件 1 件であります。

これらを審査するため、去る12月10日第2委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。

まず、議案第96号 那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを申し上げます。

委員からは、配置基準や資格基準は何が改正になっているのかとの質疑があり、執行部からは、資格や配置基準についてはすべて水道法、水道法施行令、水道法施行規則に定めていたものを、自治体の条例に委任するという改正になっているとの答弁がありました。

議案第96号 那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 那須塩原市市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第95号 那須塩原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について及び議案第103号 市道路線の認定及び廃止についての3件について申し上げます。

委員から特に質疑、意見等はなく、議案第94号 那須塩原市市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第95号 那須塩原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について及び議案第103号 市道路線の認定及び廃止についての3件すべて、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経

過並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第93号から議案第96号まで、並びに議案第98号から議案第103号までの10件については、討論の通告者がおられませんので討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第93号から議案第96号まで、並びに議案第98号から議案第103号までの10件については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号から議案第96号まで、並びに議案第98号から議案第103号までの10件については、原案のとおり可決されました。

議案第85号～議案第92号及び議案第97号の予算等審査特別委員長報告、質疑、討論、採

決

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案第85号から議案第92号まで、並びに議案第97号の9件を議題といたします。

議案第85号から議案第92号並びに議案第97号の9件については、予算等審査特別委員会に付託してありますので、審査結果の報告を願います。

予算等審査特別委員長、24番、山本はるひ君。

〔予算等審査特別委員長 山本はるひ君登壇〕

予算等審査特別委員長（山本はるひ君） それでは、予算等審査特別委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

平成24年第5回那須塩原市議会定例会において、当特別委員会に付託された案件は、議案第85号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）から、議案第92号平成24年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算案8件及び議案第97号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備についての計9件でございます。

これらの審査のため、12月17日月曜日、午前10時より本庁303会議室において、委員28名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、各分科会における審査の経過と結果について、私と3人の副委員長から報告をいたし、その後、質疑、討論、採決を行いました。

その結果、議案第85号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）から、議案第92号平成24年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算案8件及び議案第97号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備についての9議案につい

ては、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算等審査特別委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 予算等審査特別委員長の報告が終わりました。

予算等審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、議案第85号について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） では、議案第85号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について、賛成討論をいたします。

今回の補正で小中学校の耐震改修事業費が前倒しで実施となります。これは昨年から国が優先的に進めるとの方針をしたことで耐震化が進み、平成25年度には耐震化率が80.2%となりますが、前栗川市政の継続で耐震化を進める姿勢が変わらないことに安心いたしました。

そして、今回の補正でいじめにも等しい骨格的予算の処理が終わったことにも安堵しております。阿久津市長が当選して、最初に着手した平成24年度那須塩原市一般会計予算は、無差別的に骨格的予算としたため、福祉、教育を初めさまざまな予算が削減され市民生活に大きな不安を与え、補助団体は事業計画を立てることができなく活動に支障を来しました。

それから、9カ月が過ぎた12月議会まで骨格的予算の処理は尾を引きました。保育園、小中学校、

公民館、庁舎、保健センター、学校給食共同調理場などさまざまな施設で燃料費等需用費が骨格的予算で、一律8割の予算計上しか認められなかったため、10月からの不足分と値上げ分を12月補正予算として計上してきました。

保育園などで暖房費を削減できるわけはありません。何の意味があって施設の管理費を一律削減して戻したのかわかりません。市長と副市長が削減を指示して、そして戻したそれだけのようです。

また、高齢者福祉計画の中で事業として3月議会に提案していながら、事業費の半分しか計上をしなかった高齢者の外出支援タクシー券給付と紙おむつ給付の扶助費は、残り半分を9カ月たって計上してきました。担当課では6月議会の補正予算で残り半분을要求したにもかかわらず認められなかったとのことですが、チケットを半分ずつ印刷し、2回に分け配布したことで、9カ月後に予算計上、予算措置をしても高齢者の利用への影響は防げたようです。ただし、チケット配布に協力するケアマネジャーなどには二重手間となり迷惑をかけております。

そして、放課後児童対策事業の扶助費的委託料の支払いも、骨格的予算で例年とは異なり児童クラブの運営に大きな迷惑をかけました。児童クラブは保護者などが運営を担い、市民との協働の事業と言っても過言ではありません。それなのに、相談もなく一方的に予算を削減しました。最低なのは当初予算で財源が確保されている分まで、当初予算で事業を削減したことです。

学童クラブの事業費は、補助基準に従って国・県補助金が3分の2で市が3分の1を負担します。ですから、例年でしたら当初予算で見越して予算を立てます。それをわからず一律に削減したのですから、これは迷惑の何者でもありません。例年でしたら12月補正予算では児童クラブの支援

児加算も増加した程度の追加加算等です。各学童クラブでは、4月時点で当初事業予算が組めずに、異例で始まってやっと12月になって先が見えてきたと言えます。運営する保護者と指導員の迷惑を、市長や市長を無条件に支持する人たちは考えたことがあるのでしょうか。骨格的予算を指示し、そのことを棚に上げて学童にかかわっている人もいますが、本当に学童のことを考えているのでしょうか。県の補助事業を理解していなかった元県議であった市長が、わからずに行ったのか、制度を知らない副市長が認めなかったためなのか、どちらなのでしょう。

でも、担当課は当初予算では補助基準に従って、例年どおりの予算要求をしています。基準外の費用も例年どおりで、当初予算要求は妥当でした。それを判断できずに骨格的予算で一律に削減した理由がわかりません。例年でしたら財源の確保できる補助基準額を下回るような当初予算となることはありません。

以上、どれも必要な予算かどうか判断できない市長の指示で、骨格的予算という名のもとで、必要なものまで無差別に削減し、一時的に見せかけの削減効果を得ただけであることがわかりました。

でも、このような中、担当課の職員は市民に迷惑をかけることを最小限とするための努力をしておりましたこともわかりました。本来なら、骨格的予算で市民に影響を及ぼす事態とならないようにできればよかったです。未然に私たちも防ぐことができませんでした。市民に迷惑をかけ、職員に気苦労をかけたことが悔やまれます。

今回、やっと骨格的予算で削減された施設管理費等や外出支援タクシー券給付と紙おむつ券給付の扶助費等が復元されました。

よって、本予算を認め、今後このようなことがないように強く求め、議案第85号 平成24年度那

須塩原市一般会計補正予算（第5号）に賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第86号から議案第92号まで、並びに議案第97号の8件については、討論の通告者がおりませんので討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第86号から議案第92号まで、並びに議案第97号の8件については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第92号まで、並びに議案第97号の8件については、原案のとおり可決されました。

報告第33号～報告第35号の

上程、報告、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第33号から日程第5、報告第35号までの専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についての3件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第33号から報告第35号までの3件

を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

〔副市長 渡邊泰之君登壇〕

副市長（渡邊泰之君） 報告第33号から報告第35号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、ご報告を申し上げます。

議案書の1から6ページ、それから議案資料についてはございません。

まず、報告第33号につきまして申し上げます。

本件は、平成24年10月10日、那須塩原市塩原地内において発生いたしました物損事故に関しまして、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、那須塩原市塩原地内の塩原温泉病院駐車場において、駐車中の相手側車両に駐車場から出るために後退した市側からの車両が接触し損壊させたものであります。

両者協議の結果、市側100%、相手側ゼロ%の過失割合で示談が成立し、市から相手方車両修理先に損害賠償金9万9,675円を支払い、今後この件に関し、いかなる事情が発生しても双方一切異議請求の申し立てをしないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第34号につきまして申し上げます。

本件は、平成24年9月12日、那須塩原市豊町地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が黒磯小学校から県道黒磯高久線に右折し進入しようとしたところ、那須町側から進行してきた相手方車両と衝突し、相手方に物的、人的損害を与えたものであります。

両者協議の結果、市側90%、相手側10%の過失割合で示談が成立し市から物的損害の賠償金として相手方車両修理先に60万3,024円を、人的損害の賠償金として相手方に1万8,210円を、診断書料9,450円を医療機関へ支払い、今後この件に関しいかなる事情が発生しても、双方一切異議請求の申し立てをしないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第35号につきまして申し上げます。

本件は、平成24年8月27日、那須塩原市埼玉地内の黒磯北中学校において発生した事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、黒磯北中学校の用務員が草刈り機を使用し除草作業を行っていたところ、草刈り機によりはね飛ばした小石が、付近に通りがかった車両に当たり、当該車両に傷をつけたものであります。

市は一切の損害賠償金として15万5,180円を、相手方が指定する事業者を支払うことで示談し、本件示談のほか市と相手方の間には一切債権債務関係がないことを確認し、和解が成立いたしました。

以上、3件につきましてご報告申し上げます。
議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

発議第12号及び発議第13号
の上程、説明、質疑、討論、採
決

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第6、発議第12号と、日程第7、発議第13号の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号と発議第13号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会活性化検討特別委員会委員長、27番、吉成伸一君。

〔議会活性化検討特別委員長 吉成伸一君
登壇〕

議会活性化検討特別委員長（吉成伸一君） 発議第12号と発議第13号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、発議第12号 那須塩原市政務調査費の交付に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正する法律が、本年9月5日に公布され、議会制度の一部が見直されました。

内容につきましては、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の活動研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされました。

それに伴い、那須塩原市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、議案書及び添付の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

次に、発議第13号 那須塩原市議会基本条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましても、発議第12号と同様に、政務調査費の名称の変更に伴い、条例中の文言の一部を政務活動費に改めるものであります。

議員各位に置かれましては、原案のとおりご決定いただけますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、日本共産党、高久好一です。

発議第12号、13号、那須塩原市政務調査費の交付に関する条例の一部改正及び那須塩原市議会基本条例の一部改正に反対する討論です。

今回の改正は、国による地方自治法の一部改正に伴い、従来の政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務調査費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとするものです。

2012年8月10日、地方自治法、地方議会の政務調査費についての根拠規定を改悪する地方自治法改正法案が衆議院で可決されました。本案は、「政務調査費」を「政務活動費」と名称を変更し、交付の目的も「その他の活動」の6文字をつけて、議員の調査研究その他の活動に資するためとするものです。この改悪案は、2012年8月7日になって民主党、自民党、公明党、生活が第一に属する6名の議員が、突如地方自治法改正案に対する修正案として共同提出されたもので、国会はもちろん国民的な議論が全く行われぬまま、即日衆院総務委員会において、日本共産党と社民党を除く賛成多数で可決されるに至ったものです。

政務調査費の支出が議員の第2給与化としていた乱脈ぶりに対し、全国市民オンブズマンやオン

ブズパーソンによって次々に住民訴訟が起こされてきました。改正案では、政務調査費を政務活動費とし、その使途を広げます。政務調査費をめぐり市民オンブズマンの調査では、住民監査請求の勧告まで行われたものは84件、額は9億4,910万円、住民訴訟は70件を超え、47件の支出が違法と認定されました。

当時の川端総務相は、説明責任の徹底、情報公開による透明性の向上を図っていくことが重要と答弁しています。これらの訴訟の争点は、いずれも当該支出が地方自治法の定める議員の調査研究に資する支出に当たるか否かを厳しく問うものでした。議員や会派が調査研究に資するものではないことを理由に、多くの政務調査費が自治体に返還されています。このうち6件は違法とされた支出金額が1,000万円を超えるものです。

また、こうした判決の結果は、政務調査費の返還額を激増させました。ところが、今回の一部改正は政務調査費という名称を「政務活動費」と変更するだけでなく、交付の目的に「その他の活動」を加えることで、これまで違法とされてきたおよそ議員の調査研究と関係のない使い方をも、合法化できる余地を広範に与えるものです。

大震災と原発被害に苦しむ被災者の救済のための復興予算の復興に「復興等」と「等」の1文字を追加して、復興予算の流用を行った3党合意の手法と同じやり方であることも指摘しなければなりません。今回の手法について政務調査費を再び野放しにし、議員の第2給与の逆戻りさせる驚くべき悪法にほかならないとオンブズマンは指摘しています。

今日、我が国の財政は国家においても地方自治体においても危機に瀕しており、国民は皆その影響を受け、苦闘を強いられています。その厳しい財政状況にもかかわらず、地方議員に対する公的

資金を緩め、政務調査費の使い道を広げることは、市民の納得と理解は得られないばかりか、財政秩序の上からも、市民に対する審議の上からも許されるものではありません。

皆さんも、問題ありと認識している県議会の政務調査費は、こうした一部改正によって安心して使える政務活動費と変貌していくことに力を与えることになります。本市議会でも具体的に想定されるものは明確にない中で、国の悪法に倣ってその他の活動を加える必要は全くありません。今回の改正は、那須塩原市の今までの政務調査にかかわる実績の評価をおとしめることにもつながるものです。

議員各位の賢明な判断を求めるものです。那須塩原市政務調査費の交付に関する条例も一部改正及び那須塩原市の議会基本条例の一部改正に対する反対討論を終わります。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 本議案に賛成討論をいたします。

今回の条例への政務調査費の交付に関する条例の一部改正及び那須塩原市議会基本条例の一部改正に対しては、議会活性化委員会で検討し、そしてそれを議会として認め、私たち先ほど反対討論をした高久議員も含め、私たちすべて適切にこの政務調査費を使ってまいりました。他の市町村、国において、先ほど高久議員が話されたような問題が多々あることは、私も承知しております。

そういうことを、那須塩原市では行わないために、私たちはこれを地方自治法の一部改正にただ追従するだけではなく、逆に条例化することによって、規則であったものをそれを条例というもので縛りかける、そういう作業を行ってまいりま

した。

私たちは、他の市町村、ある意味、日本どこの議会よりも公平公正に透明性の確保に努めてきたと自負しております。まず、その点を申し添えて、今回条例化するという事は、今までのように規則で定めていたというあいまいでなく条例化する。条例化するという事は、この議会がきちんと責任を持つこと、私たちがきちんとした使い方をするという事に、逆に強いたがをはめたこととなります。

ですから、規則で置いておいて、この人たちが今までどおり使うのではなく、条例化してきちんとした使い方をする。今ここにいらっしゃる方は一人としてこの政務調査費という名称で使っていない方はいません。そして、それを今後、政務活動費と名前がついて、その他の活動が加えられるとしても、平成19年度から協議してきた内容の範疇であることを、逆に明確にして縛りをきつくしております。ですから、これをぜひ条例化しておくということであるとか、規則のままでいいとかということではなく、私たちが再度この政務調査費、何のために使うかをもう一度考え直すことをして、そして、その使途の透明性の確保に努めるということで、この条例化をすることに対して私は賛成いたします。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第12号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて採決いたします。

発議第13号については、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会所管事務調査報告に
ついて

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務企画常任委員長、24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） それでは、総務企画常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

去る11月7日水曜、8日の木曜、2日間、兵庫県西宮市と神戸市にて所管事務調査を行いました。

視察のテーマは、西宮市は防災に強いまちづくり、被災者支援システム、神戸市では自主防災組織や防災福祉コミュニティなど防災についてでございます。

視察内容につきましては、お手元の報告書をごらんください。

なお、詳細につきましては、事務局に書類などがございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、総務企画常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長、6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕
福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） 福祉教育常任委員会的那須塩原市所管事務調査報告をいたします。

視察期間につきましては、平成24年10月22日から23日、視察地においては神奈川県川崎市、県立高津養護学校、防災教育高津地域ネットワークの推進会議について、また、10月23日火曜日については、東京都新宿区、認定こども園の運営についてを、そしてまた午後については、埼玉県富士見市、富士見市子育て支援少子化対策についてを研修いたしました。

これについて詳細につきましては事務局のほうに、今回、皆さんのお手元のほうにも配っておりますが、それが報告となります。

また、詳しいこと、またいろいろなことを知りたければ事務局のほうに伝えていただければ大丈夫だと思います。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長、13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） それでは、産業環境常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

視察期間は、平成24年11月6日から11月8日の3日間であります。

視察地、視察内容についてご報告を申し上げます。

愛知県犬山市観光客誘致の推進について、愛知

県蒲郡市、癒しとアンチエイジングの里推進事業について、愛知県田原市、資源循環型、環境保全型農業についてであります。

皆さん方に報告書を添付しておりますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。その他の資料においては事務局に保管をしておりますので、お申しつけいただきお目通しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 報告は終わりました。

次に、建設水道常任委員長、8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） 建設水道常任委員会の所管事務調査について、ご報告を申し上げます。

本年10月16日と10月17日の2日間にわたりまして、群馬県渋川市、太田市並びに栃木県足利市において調査を行いました。

渋川市におきましては、借り上げ賃貸住宅事業について、太田市におきましては水道事業包括業務委託について、足利市においては水道事業料金業務包括委託についてを調査してまいりました。

内容については、お手元の資料をご一読いただきたいと思っておりますけれども、一部訂正をお願いいたします。

資料の6ページでございますけれども、水道事業料金業務包括委託について、視察地なんですけれども、「群馬県足利市」となっておりますけれども、「栃木県足利市」の誤りでございますので、どうぞ訂正をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局のほうに資料を整えておりますので、ご閲覧いただきたいと思います。……、失礼いたしました。5ページのほうも視察地が「群馬県足利市」となっておりますけれども、「栃木県足利市」に訂正をいただきたいと思いますと思いま

す。

なお、詳細につきましては、事務局のほうに資料を整えておりますので、ご閲覧いただきたいと思います。

以上、報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 以上で、平成24年第5回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 平成24年第5回那須塩原市議会定例会閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

去る11月30日から本日までの19日間にわたり開催いたしました第5回市議会定例会も本日が閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様方には、平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）のほか、合わせて23件について慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおり可決をいただきました。ありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、さらには市政一般質問の場におきまして、皆様から提示をいただきましたご意見等につきましては、今後、十分に検討をさせて市政に反映していきたいと考えております。

平成24年も残すところ10日となりました。今年

は那須塩原市除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施することになっております。市民が安全に安心して暮らせるよう、最優先の課題として全力で取り組んでまいりたいと思っております。

また、これから平成25年度の予算編成が本格化することになります。本市の予算については、変革のスタートラインとして、これまでの事務事業についても根本から見直しを行い、総合計画、実施計画を基本として計画に掲げる基本理念に向けて、各種施策を推進するための準備をしっかりと行ってまいります。皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、12月21日は冬至を迎えることとなります。これからいよいよ冬本番を迎えますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、来る平成25年度が皆様にとりましても、そして本市にとりましてもいい年となりますようご祈念を申しあげまして、第5回那須塩原市市議会定例会の閉会に当たって、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時55分

閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たりごあいさつ申し上げます。

去る11月30日から19日間にわたり開会されました平成24年第5回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。